

交 規 第 1 3 8 号
令 和 3 年 6 月 2 9 日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令等の制定及び施行について

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和3年内閣府令・国土交通省令第2号。以下「改正命令」という。別添1）及び令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関し人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として都道府県公安委員会が指定するものである旨を示す標章の様式を定める件の一部を改正する件（令和3年国家公安委員会告示第20号。以下「改正告示」という。別添2）が、令和3年6月2日に公布され、同年7月1日に施行される。

改正の内容及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正命令の内容

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の開催期間中における交通マネジメントを実施するため、令和2年3月に道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号。以下「標識標示令」という。）を改正され、令和2年9月30日までの間は、都道府県公安委員会が大会関係車両等を対象とする専用通行帯又は優先通行帯の交通規制を行うに当たって用いる規制標識「大会関係車両等専用通行帯」及び規制標示「大会関係車両等専用通行帯」並びに規制標識「大会関係車両等優先通行帯」及び規制標示「大会関係車両等優先通行帯」（以下「大会関係規制標識等」と総称する。）を設置することが可能とされた。

今般、大会が令和3年に延期されたことに伴い、大会関係規制標識等の設置を可能とする期間を令和3年9月30日までの間とする改正が行われた。

2 改正告示の内容

改正命令による改正後の標識標示令附則第6項の表備考二の規定の委任を受け、大会関係車両に交付される標章の様式を定めた令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関し人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として都道府県公安委員会が指定するものである旨を

示す標章の様式を定める件（令和2年国家公安委員会告示第14号）について、大会が令和3年に延期されたこと等に伴う所要の改正が行われた。




3 留意事項

- (1) 大会関係車両等専用通行帯及び大会関係車両等優先通行帯の交通規制は、「交通規制基準」の改正について」（令和3年3月16日付け交規第721号）の別添「交通規制基準」第1章から第3章まで（同章第2を除く。）のほか、別紙1及び別紙2により実施すること。
- (2) 大会関係車両等専用通行帯及び大会関係車両等優先通行帯の交通規制を実施する場合は、令和三年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）第8条第1項に規定する組織委員会等と連携して、当該交通規制の趣旨、実施する場所や対象車両に関する適切な広報を徹底し、その周知に努めること。

担当 交通規制課 規制第一係

大会関係車両等専用通行帯


別紙 1

規 制	規制目的	大会関係車両その他公安委員会が指定する自動車が通行しなければならない専用通行帯（以下「大会関係車両等専用通行帯」という。）を指定し、かつ、他の車両（小型特殊自動車、原付及び軽車両を除く。）が通行しなければならない車両通行帯として大会関係車両等専用通行帯以外の車両通行帯を指定し、交通の安全と円滑を図る。
	根拠等	<p>法第20条第2項 標識 1-A・B 標示 1</p>   
実 施	対象道路	車両通行帯の設けられた道路で、一般車両と分離して、大会関係車両等と一般車両の交通の安全と円滑を確保する必要がある道路
	対 象	<p>1 大会関係車両 2 その他公安委員会が指定する自動車</p>
基 準	留意事項	<p>1 原則として第一通行帯を指定すること。 なお、次の場合は、第一通行帯以外を指定することができる。 (1) 片側3車線以上の道路の第一通行帯を自転車又は二輪車の専用通行帯として指定した道路の区間においては、原則として第二通行帯を指定すること。 (2) 停車車両、緩速車両、左折車両等が多く、これらにより第一通行帯の占有率が高い場合には、第一通行帯以外を指定することができる。 (3) 道路の左側部分（一方通行となっている道路にあっては、当該道路）に3以上の車両通行帯が設けられている区間で、専用通行帯を設ける区間内にバス停留所がなく、仮にある場合でも進路変更、右折及び左折等が容易にできる区間においては、中央線寄りの最も右側（一方通行となっている道路にあっては、その最も右側）の車両通行帯に大会関係車両等専用通行帯を指定することができる。 (4) (1)から(3)までのほか、大会関係車両等と一般車両の導線の交錯を避けることにより、交通の安全を確保するとともに、大会関係車両の大会関係施設への通行の円滑性を確保するため必要がある区間においては、第一通行帯以外を指定することができる。 2 本規制の実施に伴う効果、一般交通、沿道住民への影響等を十分に検討するとともに、う回路対策を推進すること。 3 駐（停）車禁止及び他の道路からの車両の進入規制の実施を検討すること。 4 大会関係車両等専用通行帯の始点付近における渋滞を防止するため、始点の位置及び始点付近の導流化等の措置を行うこと。 5 車両通行帯の意思決定が別途行われていること。 6 大会関係車両等専用通行帯において特定の自動車を通行させる必要がある場合は、当該自動車を「その他公安委員会が指定する自動車」として指定することができる。</p>
設 置 基 準	設置場所	<p>1 「大会関係車両等専用通行帯（1-A）」 大会関係車両等専用通行帯の前面及び大会関係車両等専用通行帯内の必要な地点 2 「大会関係車両等専用通行帯（1-B）」 大会関係車両等専用通行帯の前面及び大会関係車両等専用通行帯内の必要な地点における左側の路端</p>
	設置方法	<p>1 「大会関係車両等専用通行帯（1-A）」 (1) 原則としてオーバー・ハング方式によるものとするが、道路の状況等によりこれによりがたい場合は、オーバー・ヘッド方式又はその他の方式（歩道橋、跨道橋等に共架）によることができる。 (2) 本規制区間の始まり及び終わりの地点においては、当該通行帯が設けられている車道の部分の上方に始点標識及び終点標識をそれぞれ設置するものとする。この場合、始点標識には補助標識「始まり(505-B)」、終点標識には補助標識「終わり(507-B・C)」をそれぞれ附置するものとする。ただし、終わりの地点に道路標示「終わり(115)」を用いる場合は、終点標識の設置を省略することができる。 2 「大会関係車両等専用通行帯（1-B）」 (1) 歩道がある場合は車道寄りの路端、歩道がない場合は車道からの視認性が確保できる路端に原則として路側方式により設置するものとする。 (2) 本規制区間の始まり及び終わりの地点においては、始点標識及び終点標識をそれぞれ設</p>

設 置 基 準	道 路 標 識	設置 方法	<p>置するものとする。この場合、始点標識には補助標識「始まり(505-A・B)」、終点標識には補助標識「終わり(507-A・B・C)」をそれぞれ附置するものとする。ただし、終わりの地点に道路標示「終わり(115)」を用いる場合は、終点標識を省略することができる。</p> <p>(3) 当該道路の片側車線数(大会関係車両等専用通行帯を含む。)と本標識に図示された車線数を一致させること。</p> <p>(4) 第一通行帯以外を指定する場合は、大会関係車両等専用通行帯の位置と本標識に図示された大会関係車両等専用通行帯の位置を一致させること。</p> <p>(5) 規制基準第3章第3の9(2)イの表に示す配列順位については、警笛ならせ(328)(配列順位26)の次とする。</p> <p>3 補助標識の用い方は次によるものとする。</p> <p>(1) 対象を大会関係車両に限定する場合は、補助標識を附置しないものとする。</p> <p>(2) 「その他公安委員会が指定する自動車」として特定の自動車を指定する場合は、補助標識「車両の種類(503-A)」を附置し、その車両の種類を表示は、一般に分かりやすいよう簡潔に行うものとする(例えば、大会関係車両のほか、「路線バス」、「通学通園バス」及び「通勤送迎バス」の専用通行を認める場合の補助板の表示は、「大会関係車両・路線バス・通学通園バス・通勤送迎バス」とする。)</p>
	道 路 標 示	設置 場所	大会関係車両等専用通行帯の前面及び専用通行帯内の必要な地点
		設置 方法	必要に応じて道路標識に併せて道路標示「大会関係車両等専用通行帯(1)」を設置するものとする。

大会関係車両等優先通行帯

別紙 2

規 制 実 施 基 準	規制目的	大会関係車両や路線バス、通学通園バス等（以下「大会関係車両等」という。）以外の自動車に対し、大会関係車両等が後方から接近してきた場合に交通の混雑のため優先通行帯から出ることができないこととなるときは、当該車両通行帯を通行してはならず、また、後方から大会関係車両等が接近してきたときは、その正常な運行に支障を及ぼさないように、速やかに当該車両通行帯の外に出なければならない義務を課して大会関係車両等の定時、定速走行を確保するとともに、マイカー利用者のバス利用を促進し、都市における自動車交通量を抑制する。
	根拠等	法第20条の2第1項 標識 2-A・B 標示 2 
	対象道路	原則として次のいずれにも該当する車両通行帯の設けられた道路 1 大会関係車両等の優先通行を確保する必要がある道路 2 片側2車線以上の道路（中央線変移を実施する場合を含む。）又は2車線以上の一方通行路
	対象	1 大会関係車両 2 路線バス 3 通学通園バス 4 その他特に必要と認める人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車
留意事項	1 原則として第一通行帯を指定すること。 なお、次の場合は、第一通行帯以外を指定することができる。 (1) 片側3車線以上の道路の第一通行帯を自転車又は二輪車の専用通行帯として指定した道路の区間においては、原則として第二通行帯を指定すること。 (2) (1)の場合のほか、停車車両、緩速車両、左折車両等が多く、これらにより第一通行帯の占有率が高い場合には、第一通行帯以外を指定することができる。 (3) 道路の左側部分（一方通行となっている道路にあっては、当該道路）に3以上の車両通行帯が設けられている区間で、優先通行帯を設ける区間内にバス停留所がなく、仮にある場合でも進路変更、右折及び左折等が容易にできる区間においては、中央線寄りの最も右側（一方通行となっている道路にあっては、その最も右側）の車両通行帯に大会関係車両等優先通行帯を指定することができる。 (4) (1)から(3)までのほか、大会関係車両等と一般車両の導線の交錯を避けることにより、交通の安全を確保するとともに、大会関係車両の大会関係施設への通行の円滑性を確保するため必要がある区間においては、第一通行帯以外を指定することができる。 2 本規制の実施に伴う効果、一般交通、沿道住民への影響等を十分に検討するとともに、う回路対策を推進すること。 3 駐（停）車禁止及び他の道路からの車両の進入規制の実施を検討すること。 4 大会関係車両等優先通行帯の始点付近における渋滞を防止するため、始点の位置及び始点付近の導流化等の措置を行うこと。 5 車両通行帯の意思決定が別途行われていること。 6 大会関係車両等優先通行帯において特定の自動車を通行させる必要がある場合は、当該自動車を対象車両から除外する措置をとることができる。	
設 置 基 準	設置場所	1 「大会関係車両等優先通行帯（2-A）」 大会関係車両等優先通行帯の前面及び大会関係車両等優先通行帯内の必要な地点 2 「大会関係車両等優先通行帯（2-B）」 大会関係車両等優先通行帯の前面及び大会関係車両等優先通行帯内の必要な地点における左側の路端
	道路標識 設置方法	1 「大会関係車両等優先通行帯（2-A）」 (1) 原則としてオーバー・ハング方式によるものとするが、道路の状況等によりこれよりがたい場合は、オーバー・ヘッド方式又はその他の方式（歩道橋、跨道橋等に共架）によることができる。 (2) 本規制区間の始まり及び終わりの地点においては、当該通行帯が設けられている車道の部分の上方に始点標識及び終点標識をそれぞれ設置するものとする。この場合、始点標識には補助標識「始まり(505-B)」、終点標識には補助標識「終わり(507-B・C)」をそれ

設 置 基 準	道 路 標 識	設置方法	<p>ぞれ附置するものとする。ただし、終わりの地点に道路標示「終わり(115)」を用いる場合は、終点標識の設置を省略することができる。</p> <p>2 「大会関係車両等優先通行帯(2-B)」</p> <p>(1) 歩道がある場合は車道寄りの路端、歩道がない場合は車道からの視認性が確保できる路端に原則として路側方式により設置するものとする。</p> <p>(2) 本規制区間の始まり及び終わりの地点においては、始点標識及び終点標識をそれぞれ設置するものとする。この場合、始点標識には補助標識「始まり(505-A・B)」、終点標識には補助標識「終わり(507-A・B・C)」をそれぞれ附置するものとする。ただし、終わりの地点に道路標示「終わり(115)」を用いる場合は、終点標識を省略することができる。</p> <p>(3) 当該道路の片側車線数(大会関係車両等優先通行帯を含む。)と本標識に図示された車線数を一致させること。</p> <p>(4) 第一通行帯以外を指定する場合は、大会関係車両等優先通行帯の位置と本標識に図示された大会関係車両等優先通行帯の位置を一致させること。</p> <p>(5) 規制基準第3章第3の9(2)イの表に示す配列順位については、警笛ならせ(328)(配列順位26)の次とする。</p> <p>3 補助標識の用い方は、次によるものとする。</p> <p>(1) 対象車両を大会関係車両、路線バス、通学通園バスに限定する場合は、補助標識を附置しないものとする。</p> <p>(2) 令第10条の規定により公安委員会が大会関係車両以外に優先通行できる自動車を指定する場合や、特定の自動車を対象車両から除外する場合は、補助標識「車両の種類(503-A)」を附置し、その車両の種類を表示は、一般に分かりやすいように簡潔に行うものとする(例えば、大会関係車両、路線バス、通学通園バスのほか、「通勤送迎バス」の優先通行を認める場合の補助板の表示は、「大会関係車両・路線バス・通学通園バス・通勤送迎バス」とする。)</p>
		道路標示	<p>大会関係車両等優先通行帯の前面及び大会関係車両等優先通行帯内の必要な地点</p> <p>必要に応じて道路標識に併せて道路標示「大会関係車両等優先通行帯(2)」を設置するものとする。</p>
	道路標示	<p>大会関係車両等優先通行帯の前面及び大会関係車両等優先通行帯内の必要な地点</p> <p>必要に応じて道路標識に併せて道路標示「大会関係車両等優先通行帯(2)」を設置するものとする。</p>	

○内閣府令第二号
国土交通省令第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年六月二日

内閣総理大臣 菅 義偉
国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令
 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

附則

〔155略〕

6 令和三年九月三十日までの間は、規制標識の種類、設置場所等は、別表第一に規定するもののほか、次の表のとおりとし、同表に規定する規制標識は、公安委員会が設置するものとする。

種類	番号	表示する意味	設置場所
大会関係車両等専用通行帯	(1-A)	交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関し人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として、公安委員会が指定するものであつて、前方又は後方から見やすいように、当該自動車の前面及び後面にその旨を示す標章（公安委員会又は令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第八条第一項に規定する組織委員会が交付したものに限る。）を付けたもの（以下「大会関係車両」という。）その他公安委員会が指定する自動車が行わなければならない車両通行帯（以下この項において「大会関係車両等専用通行帯」という。）を指定し、かつ、他の車両（小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。）が通行しなければならない車両通行帯として大会関係車両等専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。	大会関係車両等専用通行帯の前面及び大会関係車両等専用通行帯内の必要な地点

改正前

附則

〔155同上〕

6 令和二年九月三十日までの間は、規制標識の種類、設置場所等は、別表第一に規定するもののほか、次の表のとおりとし、同表に規定する規制標識は、公安委員会が設置するものとする。

種類	番号	表示する意味	設置場所
大会関係車両等専用通行帯	(1-A)	交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関し人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として、公安委員会が指定するものであつて、前方又は後方から見やすいように、当該自動車の前面及び後面にその旨を示す標章（公安委員会又は平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第八条第一項に規定する組織委員会が交付したものに限る。）を付けたもの（以下「大会関係車両」という。）その他公安委員会が指定する自動車が行わなければならない車両通行帯（以下この項において「大会関係車両等専用通行帯」という。）を指定し、かつ、他の車両（小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。）が通行しなければならない車両通行帯として大会関係車両等専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。	大会関係車両等専用通行帯の前面及び大会関係車両等専用通行帯内の必要な地点

<p>備考 〔略〕</p>	<p>(1-B)</p> <p>右に同じ。</p> <p>大会関係車両等専用通行帯の前面及び大会関係車両等専用通行帯内の必要な地点における左側の路端（歩道、自転車道又は自転車歩行者道を有する道路にあつては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道の車道側）</p>
<p>備考 〔同上〕</p>	<p>(1-B)</p> <p>右に同じ。</p> <p>大会関係車両等専用通行帯の前面及び大会関係車両等専用通行帯内の必要な地点における左側の路端（歩道、自転車道又は自転車歩行者道を有する道路にあつては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道の車道側）</p>

7 令和三年九月三十日までの間は、規制標識の様式は、別表第二に規定するもののほか、次の表のとおりとし、同表に規定する規制標識の柱の規格については、別表第二規制標識の部分本標識板及び柱の規格の項の規定を準用する。

備考
〔略〕

8 令和三年九月三十日までの間は、規制標識の種類、設置場所等は、別表第五に規定するもののほか、次の表のとおりとする。

備考
〔略〕

9 令和三年九月三十日までの間は、規制標識の様式は、別表第六に規定するもののほか、次の表のとおりとする。

備考
〔略〕

7 令和二年九月三十日までの間は、規制標識の様式は、別表第二に規定するもののほか、次の表のとおりとし、同表に規定する規制標識の柱の規格については、別表第二規制標識の部分本標識板及び柱の規格の項の規定を準用する。

備考
〔同上〕

8 令和二年九月三十日までの間は、規制標識の種類、設置場所等は、別表第五に規定するもののほか、次の表のとおりとする。

備考
〔同上〕

9 令和二年九月三十日までの間は、規制標識の様式は、別表第六に規定するもののほか、次の表のとおりとする。

備考
〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、令和三年七月一日から施行する。

○ 国家公安委員会告示第二十号

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年建設省令第三号）附則第六項の表備考二の規定に基づき、令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として都道府県公安委員会が指定するものである旨を示す標章の様式を定める件（令和二年国家公安委員会告示第十四号）の一部を次のように改正し、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和三年内閣府令第二号）の施行の日（令和三年七月一日）から施行することとしたので、告示する。

令和三年六月二日

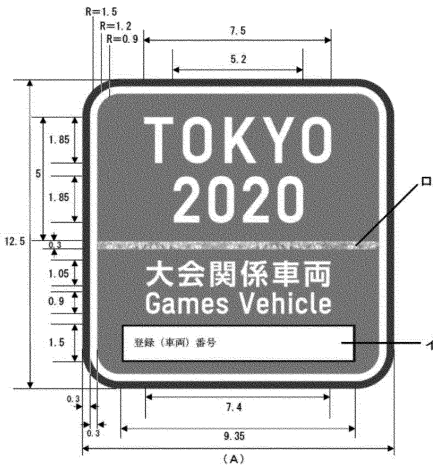
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

国家公安委員会委員長 小此木八郎

改正後

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年建設省令第三号）附則第六項の表

備考二の規定に基づき、令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関する事業の用に供する自動車として都道府県公安委員会が指定するものである旨を示す標章の様式を次のように定める。

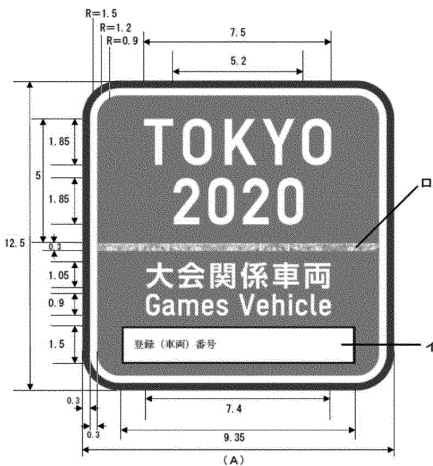


- 備考 1 色彩は、緑を灰色、枠を黒色、「TOKYO2020」、「大会関係車両」及び「Games Vehicle」の文字、緑線並びにイの部分白色、地をピンク色とする。
- 2 ロの部分にはホログラムシールを貼り付ける。
- 3 標章には、標章を交付する都道府県公安委員会又は令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）第8条第1項に規定する組織委員会を印字する。
- 4 (A)は、12.5センチメートルから25センチメートルまでとする。
- 5 上図は、(A)を12.5センチメートルとしたときの寸法比率である。
- 6 「TOKYO2020」、「大会関係車両」及び「Games Vehicle」の文字の部分には反射材料を用いるものとする。

改正前

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年建設省令第三号）附則第六項の表

備考二の規定に基づき、令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関する事業の用に供する自動車として都道府県公安委員会が指定するものである旨を示す標章の様式を次のように定める。



- 備考 1 色彩は、緑を灰色、枠を黒色、「TOKYO2020」、「大会関係車両」及び「Games Vehicle」の文字、緑線並びにイの部分白色、地をピンク色とする。
- 2 ロの部分にはホログラムシールを貼り付ける。
- 3 標章には、標章を交付する都道府県公安委員会又は平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）第8条第1項に規定する組織委員会を印字する。
- 4 (A)は、12.5センチメートルから25センチメートルまでとする。
- 5 上図は、(A)を12.5センチメートルとしたときの寸法比率である。
- 6 「TOKYO2020」、「大会関係車両」及び「Games Vehicle」の文字の部分には反射材料を用いるものとする。